

## 1 業務方法書とは

地方独立行政法人（以下「法人」という。）の[具体的な業務の方法の要領を記載した書類](#)。

法人は、業務開始の際に、業務方法書を作成し、市長の認可を受けなければならない。

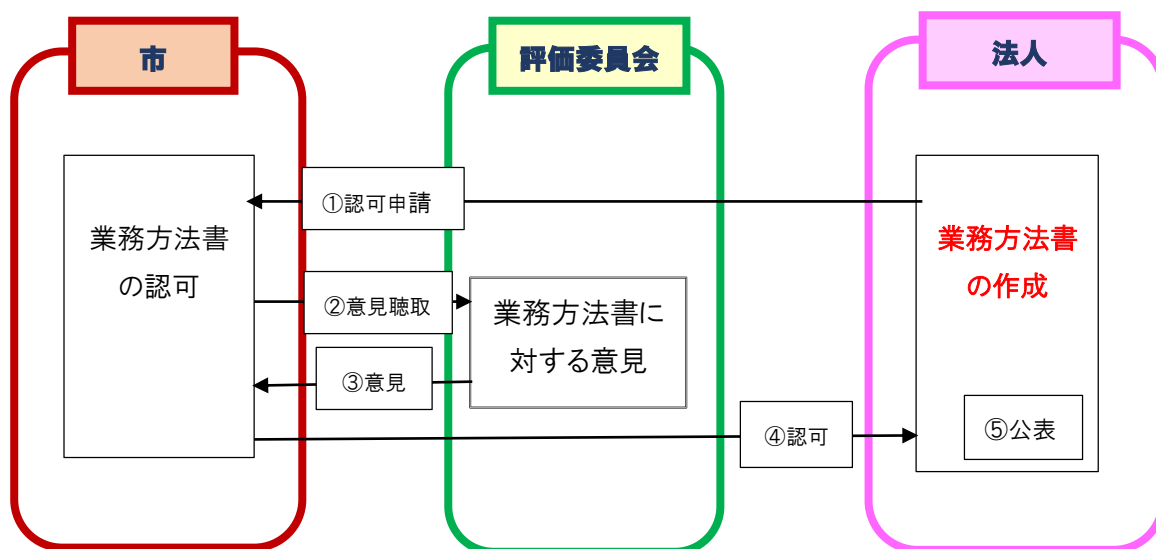
（地方独立行政法人法第22条第1項）

## 2 評価委員会の意見

市長は、法人が作成した業務方法書を認可する際に、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くことが必要

（地方独立行政法人法第22条第3項）

《業務方法書の作成》 法第22条第1項、第3項及び第4項



## 3 業務方法書の記載内容

### ① 法人の業務執行の中立性・公平性の確保のための事項

業務方法書の具体的記載内容は、法令等では特に示されておらず、どのような事項にするかは設立団体の規則に委ねられている。（法第22条第2項）

業務方法書が、法人の他の規定等と異なるのは、市長の認可及び評価委員会の意見聴取が必要とされている点である。

評価委員会の意見聴取が必要とされた趣旨を踏まえ、業務方法書には、法人による業務執行の中立性・公平性を確保するための必要な事項を記載する。

### ② 定款第19条の委任事項

法人の定款19条において、「法人の業務の執行に関する事項は、業務方法書に定めると規定している。」としている。このことを受け、[法人における業務の内容について、基本となる事項](#)を業務方法書に定める。

## 4 本市の規則で定める業務方法書の記載内容

○佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則

平成 22 年 3 月 30 日規則第 28 号

佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則

(業務方法書の記載事項)

**第2条** 法第 22 条第 2 項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地方独立行政法人（以下「法人」という。）の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) その他法人の業務の執行に関して必要な事項

## 5 業務方法書（案）記載事項

	記載事項	内容
総則	目的	業務の方法について基本的事項を定め、業務の適正な運営に資する。
	業務運営の基本方針	中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努める。
業務の方法	病院の設置及び運営	定款に定める病院を設置し、運営をする。
	法人の業務	定款に定める業務を行う。 法人に勤務しない医師等の診療、研究に建物の一部や器械等を使用させることができる。 法人以外の者からの受託、又は法人以外の者と連携して業務を行うことができる。
	緊急時の市長等の要求	緊急時に市長等の要求に応じて医療の提供をできる。
業務の委託	業務の委託	業務の一部を委託することができる。
	委託契約	業務を委託する際には受託者と委託契約を締結する。
	契約の方法	
雑則	委任	法人の業務に関し必要な事項は、業務方法書に定めほか、法人の規程で定める。

## 6 先行事例の記載事項（○は記載項目）

	北松中央	長崎	福岡	那覇	下関	吹田	秋田
目的	○	○	○	○	○	○	○
業務運営の基本方針	○	○	○	○	○	○	○
病院の設置及び運営	なし	○	○	○	○	○	○
法人の行う業務	○※1	○	○	○	○	○	○
緊急時の市長等の要求	なし	○※2	○	なし	○	○	なし
業務の委託	○※3	○	○	○	○	○	○
委託契約	なし	○	○	○	○	○	○
契約の方法	○※4	○	○	○	○	○	○※4
委任	○※5	○	○	○※6	○	○※7	○
附則	○	○	○	○	○	○	○

※1 業務方法書記載事項の表現：業務の方法に関する事項

※2 業務方法書記載事項の表現：緊急事態への対処

※3 業務方法書記載事項の表現：業務委託の基準

※4 業務方法書記載事項の表現：競争入札その他契約に関する基本的事項

※5 業務方法書記載事項の表現：補足

※6 業務方法書記載事項の表現：記載事項なし、第8条のみ

※7 業務方法書記載事項の表現：その他

## (根拠条文)

### ○地方独立行政法人法

(業務方法書)

**第二十二条** 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

### ○佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則

平成 22 年 3 月 30 日規則第 28 号

佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。)の施行について、地方独立行政法人法施行令(平成 15 年政令第 486 号)、地方独立行政法人法施行規則(平成 16 年総務省令第 51 号)、[地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例](#)(平成 21 年条例第 65 号)及び[地方独立行政法人北松中央病院に係る重要な財産に関する条例](#)(平成 21 年条例第 66 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

**第2条** 法第 22 条第 2 項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地方独立行政法人(以下「法人」という。)の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) その他法人の業務の執行に関して必要な事項